

令和6年度



児童手当制度改革のご案内

令和6年10月施行

令和6年12月支給（10月・11月分）から

- ✓ 所得制限の撤廃
- ✓ 大学生年代まで
多子算定の対象に（※）
- ✓ 高校生年代まで延長
- ✓ 第3子以降は3万円
- ✓ 偶数月に支給

（※）算定の対象となるのは、大学等の進学を問わず、父母等に経済的負担がある場合となります。

■改正後の金額

区分	3歳未満	高校生まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

■支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります。
裏面をご覧ください。申請が必要な方は申請期限までに手続きをしてください。

申請期限

<1次期限>12月支給締切

令和6年11月11日（月）

<2次期限>2月支給締切

令和7年1月10日（金）

<最終期限>

令和7年3月31日（月）

※1次・2次期限を過ぎて提出した場合、12月・2月には支給されませんが、最終期限まで提出すると令和6年10月分まで遡って支給されます。

※最終期限を過ぎて提出した場合は、申請の翌月分からの支給となります。

現高校3年生年代分の手当は令和7年3月分までの支給となります。

申請方法

①窓口

・高畠町役場（1F）

健康子育て課 子育て支援係

②郵送

※申請書等は町HPよりダウンロードしてご利用ください。

③ぴったりサービスでの電子申請

・児童手当認定請求書のみの提出の場合



町HP



ぴったりサービス

注）最終期限後は遡っての支給はありませんので、期限までに申請をお願いいたします。

お問い合わせ

担当課：高畠町健康子育て課子育て支援係（高畠町役場1F）

〒992-0392 高畠町大字高畠436番地

TEL：0238-52-2864（直通）

申請フロー

※一般的なフロー図になります（いずれにも該当しない場合は表面の問い合わせ先までご連絡ください。）



Q1.高校生以下（平成18年4月2日生～）の子を養育している。

NO

制度改正 非該当
（手続き不要）

Yes

Q2.現在、児童手当又は特例給付を受けている。

Yes

NO

Q3.大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）の子を養育している・かつ大学生年代までの子を含めて3人以上の子を養育している。

Yes

NO

Q3.大学生年代（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）の子を養育している・かつ大学生年代までの子を含めて3人以上の子を養育している。

Yes

NO

認定請求書
+
監護相当・
生計費の
確認書

認定請求書のみ

監護相当・
生計費の
確認書
+
額改定請求書
（※経過措置として
令和7年3月31日
まで省略できます）

申請不要

※申請なしで増額
対象となります

申請
必要

<状況によって必要になる書類>

- ・高校生以下の子と別居・・・別居監護申立書
- ・父母以外の養育者・・・養育事実の申立書

※認定請求書の請求者は、父母等のうち前年の所得の高い人となります。

※請求者が公務員の場合は勤務先に申請してください。